

平成 19 年 10 月 31 日

各 位

会 社 名 株式会社サイバードホールディングス
代表者名 代表取締役社長兼グループ CEO 堀主知ロバート
(J A S D A Q ・ コード 4823)

問合せ先

役 職 ・ 氏 名 執行役員 経営戦略本部長 永守 秀章
電 話 03 - 5785 - 6110

当社株式に対する公開買付けに関する賛同意見表明のお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、株式会社CJホールディングスによる当社株式等の取得を目的とした公開買付けの実施について、下記のとおり意見を表明することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1 公開買付者の概要

(1) 商 号	株式会社CJホールディングス
(2) 主 な 事 業 内 容	公開買付者は、各種事業を営む会社の株式を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理することを主たる事業の内容としております。
(3) 設 立 年 月 日	平成 19 年 10 月 1 日
(4) 本 店 所 在 地	東京都千代田区麹町一丁目 7 番地
(5) 代表者の役職・氏名	代表取締役 吉沢 正道
(6) 資 本 金 の 額	金 10 万円 (平成 19 年 10 月 31 日現在)

(7) 大株主構成及び持株比率	Longreach Capital Partners 1, L.P.、 LONGREACH HOLDINGS IRELAND、及び Longreach GP Commitment L.P. 100%	
(8) 公開買付者と当社の関係等	資本関係	公開買付者は、当社株式1株を保有しております。
	人的関係	該当事項はありません。
	取引関係	該当事項はありません。
	関連当事者への該当状況	該当事項はありません。

2 公開買付者が買付けを行う株券等の種類

当社普通株式及び以下に記載する新株予約権

平成14年6月27日開催の第4回定時株主総会及び平成15年5月30日開催の取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（以下「第1回新株予約権」といいます。）

平成15年6月27日開催の第5回定時株主総会及び平成16年5月25日開催の取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（以下「第2回新株予約権」といいます。）

平成16年6月29日開催の第6回定時株主総会及び平成16年12月3日開催の取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（以下「第3回新株予約権」といいます。）

平成17年6月29日開催の第7回定時株主総会及び平成18年5月25日開催の取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（以下「第4回新株予約権」といいます。）

平成14年6月11日開催の株式会社JIMOSの臨時株主総会及び平成14年9月26日開催の取締役会の決議に基づき発行され、株式交換によりその義務を承継した新株予約権（以下「JIMOS新株予約権」といいます。）

平成14年12月27日開催の株式会社JIMOSの臨時株主総会及び平成15年5月9日開催の取締役会の決議に基づき発行され、株式交換によりその義務を承継した新株予約権（以下「JIMOS新株予約権」といいます。）

平成16年9月29日開催の株式会社JIMOSの第6回定時株主総会及び平成16年12月2日開催の取締役会の決議に基づき発行され、株式交換によりその義務を承継した新株予約権（以下「JIMOS新株予約権」といいます。）

平成16年9月29日開催の株式会社JIMOSの第6回定時株主総会及び平成17年8月31日開催の取締役会の決議に基づき発行され、株式交換によりその義務を承継した新株予約権（以下「JIMOS新株予約権」といいます。）

平成17年9月29日開催の株式会社JIMOSの第7回定時株主総会及び平成18年5月12日開催の取締役会の決議に基づき発行され、株式交換によりその義務を承継した新株予約権（以下「JIMOS新株予約権」といいます。）

3 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由

(1) 当該公開買付けに関する意見の内容

当社は、平成 19 年 10 月 31 日開催の取締役会において、公開買付者による当社株式及び新株予約権の取得を目的とした公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）の実施について、本公開買付けを含む当社を非公開化させるための一連の取引（以下「本取引」といいます。）が当社の経営基盤を強化し、今後の中長期的な企業価値の向上に資するものであるとともに、本公開買付けの買付価格その他の諸条件は妥当であることから、当社株主に対して合理的な価格により売却機会を提供するものであると判断し、本公開買付けに賛同の意を表明する旨を決議いたしました。したがって、当社は、当社の株主及び新株予約権者の皆様に対し、本公開買付けに応募することを推奨いたします。

上記取締役会決議においては、当社代表取締役社長堀主知ロバートは、本公開買付け後も当社の代表取締役に留まること、本公開買付け後に公開買付者の取締役に就任すること及び公開買付者に出資を行うこと並びに当社又は公開買付者の新株予約権を引き受けることが予定されていることから、当社取締役の中島謙一郎も、本公開買付け後に公開買付者に出資を行う具体的可能性があり、当社の取締役に留まることが予定されていること及び当社又は公開買付者の新株予約権を引受けることが予定されていることから、当社取締役細田洋平についても、本公開買付け後も当社の取締役に留まること及び当社又は公開買付者の新株予約権を引受けることが予定されていることから、いずれも特別利害関係人として本取引に関する当社取締役会における審議及び上記の決議には参加しておりません。また、上記取締役会決議は、社外取締役を含め、決議に参加した当社の取締役の全員一致で決議されており、当社のいずれの監査役も当社取締役会が本公開買付けに賛同する旨の意見を表明することに賛成の意を表しております。

(2) 当該公開買付けに関する意見の根拠及び理由

本公開買付けの概要

公開買付者は、Longreach Capital Partners 1, L.P.、LONGREACH HOLDINGS IRELAND 及び Longreach GP Commitment L.P. が発行済株式総数の 100%を保有する株式会社です。

Longreach Capital Partners 1, L.P.、LONGREACH HOLDINGS IRELAND 及び Longreach GP Commitment L.P.（以下「ロングリーチファンド」と総称します。）は、日本及びアジア地域におけるバイアウト案件への投資を行っているロングリーチグループ（注 1）の投資主体です。ロングリーチグループは、今後の日本産業の発展を担う企業の成長を中長期的視点で支援することを目的として、2003 年 10 月に設立されました。

公開買付者は、株式会社ロングリーチグループ（注 2）の助言のもと、当社を非公開化させるための一連の取引（以下「本取引」といいます。）の一環として、当社の発行済株式の 100%（自己株式を除きます。また、公開買付期間末日までに新株予約権が行使される可能性があり、当該行使により発行又は移転される当社株式も本公開買付けの対象としております。）及び発行済新株予約権の全ての取得を目的として本公開買付けを実施するものです。

ロングリーチファンドは、当社の創業者でありかつ代表取締役社長兼グループ CEO である堀主知ロバート（発行済新株予約権が全て行使された場合の完全希薄化後の発行済株式総数に対する所有株式の合計の割合（以下「所有株式数割合」といいます。）9.69%。）から、その所有する当社株式及び新株予約権の全てについて原則として本公開買付けに応募する旨の同意を得ております。また、ロングリーチファンドは、当社の大株主である岩井陽介（所有株式数割合 3.34%）、株式会社らうむず（所有株式数割合 2.64%）、立石知雄（所有株式数割合 1.21%）及び岩井恵美（所有株式数割合 0.18%）から、その所有する当社株式及び新株予約権の全てについて原則として本公開買付けに応募する旨の同意を得ております。このほか、ロングリーチファンドは、当社の取締役である中島謙一郎（所有株式数割合 0.72%）との間で、その所有する当社株式及び新株予約権について本公開買付けに応募した場合には、公開買付者が中島謙一郎に対して本公開買付け終了後に第三者割当増資

を行う旨の合意をしております。

本公開買付けはいわゆるマネジメント・パイアウト(MBO) (注3) である本取引の一環として行われるものであり、公開買付者は当社の取締役会の賛同のもと、友好的に当社株式を取得するために、金融商品取引法に基づき本公開買付けを行うものです。当社の代表取締役社長である堀主知口パート、当社の取締役である中島謙一郎及び同細田洋平は、本公開買付け終了後も継続して当社の経営にあたり、当社の上席執行役員である川田敦昭も、本公開買付け終了後に新たに当社の取締役に就任し、当社の経営にあたる予定です。

(注1) ロングリーチグループとは、投資主体である Longreach Capital Partners 1, L.P. (英国領ケイマン諸島法を準拠法として設立されたパートナーシップ) とその運営会社である LONGREACH MANAGEMENT CORPORATION CAYMAN (英国領ケイマン諸島法を準拠法として設立された法人)、投資主体である Longreach GP Commitment L.P. (英国領ケイマン諸島法を準拠法として設立されたパートナーシップ) とその運営会社である LONGREACH GROUP CAYMAN (英国領ケイマン諸島法を準拠法として設立された法人)、投資主体である LONGREACH HOLDINGS IRELAND (アイルランド法を準拠法として設立された法人) 及び香港拠点のロングリーチグループ・リミテッド並びに東京拠点の株式会社ロングリーチグループにより構成されるグループです。

(注2) 日本法人の株式会社ロングリーチグループは、ロングリーチファンドに対しては、日本及びアジア市場に関するデータや情報を収集し、投資案件の発掘調査を行うためのサポートを行い、助言活動を行っております。

(注3) マネジメント・パイアウト(MBO)とは、一般的に、対象企業の業務執行を行う取締役の全部又は一部が、金融投資家等と共同して対象企業株式を取得する取引をいいます。

本公開買付けに賛同する根拠及び理由

当社は、平成10年9月に、主にインターネット接続が可能な携帯電話向けのモバイル・コンテンツを、国内移動体通信事業者を通じて提供するモバイルコンテンツプロバイダーとして設立され、当該事業を通じて培ったノウハウや技術を活かし、ソリューション事業やモバイルコマース事業等も展開してまいりました。また、平成18年10月には、会社分割制度により、既存の当社事業を新設会社である株式会社サイバード(以下「サイバード」といいます。)に承継させ、同時に、主に化粧品通販事業を展開する株式会社JIMOS(以下「JIMOS」といいます。)との経営統合をも果たすことで、サイバードとJIMOSを子会社とするグループにおける持株会社となりました。当社グループは、経営統合後、サイバードの強みである「モバイルコミュニケーション」と、JIMOSの強みである「ヒューマンコミュニケーション」を融合させることで確立する、他に追随を許さない「one to only one プラットフォームの創造」を目指し、モバイル・コンテンツ事業、コマース事業、ソリューション事業等を運営して参りました。

モバイル・コンテンツ事業におきましては、モバイル・コンテンツ市場のパイオニアとしてモバイルユーザーに対してユニークで様々なコンテンツを提供してまいりました。また、コマース事業におきましても、中核をなす化粧品通販事業の主力商品である美容液ファンデーションにおいて同市場内売上高1位を達成する等(株式会社富士経済による調査発表)、顧客より高い評価を得ております。この結果、当社グループは、モバイル・コンテンツ事業やコマース事業において、これらの市場の成長を上回るペースで業績を向上させてまいりました。また、当社グループは、これらの市場は今後とも一定程度の成長が期待できるものと考えております。

一方、昨今のモバイルインターネット市場の多様化とさらなる拡大、とりわけモバイル広告市場においては、平成23年までの平均年間成長率が26.9%と高い成長率が予測されており、当該予測期間の中でも、特に平成19年は前年比42.5%と最も著しい成長が予測されております(株式会社電通総研による調査発表)。このような背景からも同市場の急速な拡大が見込める中、当社グループは中長期的な企業価値向上を目指す観点より、今こそその事業環境の変化により生じる成長機会に迅速に対応し、事業戦略の遂行を加速させる時期であると強く考えております。

当社グループは、かかる中長期的な成長実現の達成のため、モバイルインターネット市場におけるビジネスモデルの拡張や、コマース事業において競争が激化する化粧品通販事業でのマーケティング

力の強化を目指していますが、そのためには、短期的な足元の業績に左右されない一定程度の先行投資が必要と判断しております。

具体的には、当社グループはこれまでの各事業を通じて獲得した会員の定着化を図ることで構築してきたプラットフォームを、さらに斬新で魅力的な新サービスを提供することによってより一層の拡充を促し、従来以上にメディア価値の高いプラットフォームの創造を目指します。また、コマース会員数の増加や会員のアクティブ化を図るため、積極的な広告宣伝戦略の展開、新製品の投入によるプロダクトポートフォリオの強化、既存製品のリニューアル等を実施していきます。

当社グループは、構築を進める新たなプラットフォームを強化し、新しく生み出されるメディアにおける各種広告の露出機会を会員に提供することにより、広告事業を既存事業に続く収益獲得の柱として育成していく予定です。また、当該プラットフォーム上の会員を、既存のモバイル・コンテンツ事業、コマース事業、及びソリューション事業等に還流することにより、既存事業収益力の増大を図り、さらに各事業において獲得した会員のプラットフォーム内での循環を図ることにより、事業間シナジーを追求し、収益機会の最大化を目指していきます。

当社グループは、上記記載のような中長期的な観点で企業価値の向上を達成するため、市場環境が整いつつあるこのタイミングが経営資源投下の大きな機会と捉えています。そのためには足元の短期的な業績の変動に左右されることなく、新たなプラットフォーム事業の確立のための体制の整備とアクションを実行することが急務であると判断しました。

かかる中長期的な観点で企業価値の向上策を実行するための新たなプラットフォーム事業の確立や既存のモバイル・コンテンツ事業やコマース事業強化のための体制の整備とアクションを実行するには、短期的には業績の成長鈍化が生じる懸念や、中長期にわたり利益の変動性が高まるリスクがあり、株主の期待に沿えない可能性があります。例えば、広告事業の本格的な収益化に向けたプラットフォーム構築のための大規模な投資を実施すれば、一時的なコスト増加やキャッシュ・フローの悪化を招き、短期的な業績への影響が予想されます。また、コマース事業の競争力向上のための広告投資を拡大しても、同様に業績への影響が予想されます。

以上述べて参りました観点到に鑑みて、当社の代表取締役社長である堀主知口パートは、慎重に検討を行い、当社の中長期的な視点に立った事業戦略を実行し、かかる戦略実行に伴い不可避免的に発生する上記のようなリスクを当社の一般株主の皆様へ負って頂くことを回避するとともに、当社の企業価値の更なる向上を速やかに実現するためには、柔軟かつ迅速な経営戦略の実現が可能となるマネジメント・バイアウト（MBO）の手法による非公開化を行うことが最善であると判断いたしました。

なお、公開買付者及びロングリーチファンドを含むロングリーチグループは、当社の中長期的な視点にたった事業戦略の実行に対して、国内のみならず、グローバルな視点から当社の成長及び競争力強化と企業価値向上に資するパートナーとして、経営陣との緊密な協業体制を構築することを表明しております。

当社といたしましても、公開買付者による当社の完全子会社化により、上記のような中長期的な視点にたった事業戦略を実行することに伴い不可避免的に発生するリスクを当社の一般株主の皆様へ負って頂くことを回避しつつ、柔軟かつ迅速な当社の中長期的な視点にたった事業戦略の実行が可能となることから、公開買付者が当社の完全子会社化を実現するために実施する本公開買付けは、当社にとっても最善であると判断いたしました。

買付価格の評価の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置

(a) 株主の皆様への十分な情報の開示

公開買付者は、当社の株主の皆様が本公開買付けに応じるか否かについて適切な判断が可能となるよう、本公開買付けに係る公開買付届出書において、本公開買付けを実施する背景及び理由並びに買付価格の算定の経緯等の情報を具体的に開示しております。これに加え、ロングリーチファンドが堀主知口パートと締結するマネジメント・バイアウト契約書(以下「MBO 契約」といいます。)及び同じく中島謙一郎と締結する参加契約(以下「参加契約」といいます。)の内容の公開買付届出書における

開示などにより、当社の取締役とロングリーチファンドの最終的な出資比率や取締役の役職の継続予定等、当社の取締役が本公開買付けを含む本取引について有する利害関係の内容についても充実した説明を行っております。

これらの情報の開示により、公開買付者は、当社株主の皆様に対して、適切な判断機会を確保しているものと考えております。

(b) 本公開買付けに至る意思決定過程における恣意性の排除

(i) 公開買付者における検討

ロングリーチファンドは、当社の代表取締役社長である堀主知口バートと平成19年5月下旬ころから検討を開始し、日興シティグループ証券株式会社（以下「日興シティグループ証券」といいます。）をフィナンシャル・アドバイザーとして選任し、また、森・濱田松本法律事務所をリーガル・アドバイザーとして選任し、同事務所による法的助言を得ながら、慎重に議論・検討を重ねて参りました。その結果、公開買付者による本公開買付けを行うことを決定し、ロングリーチファンドと堀主知口バートとの間で、平成19年10月31日付でMBO契約を締結しました。また、同日、ロングリーチファンドと中島謙一郎との間で、参加契約を締結しました。

公開買付者は、本公開買付けにおける当社株式の買付価格（以下「本公開買付価格」といいます。）を決定するに当たり、第三者である算定人として日興シティグループ証券に対し、本公開買付価格の決定の参考資料として当社株式の価値の評価を依頼し、日興シティグループ証券が提出した株式価値算定書を参考に、後述の当社の第三者委員会及び当社の代表取締役社長であり大株主である堀主知口バートとそれぞれ別個に行った協議・交渉の結果や、当社による本公開買付けへの賛同の可否、及び本公開買付けの見通し等も踏まえ、既存株主に対して当社株式の市場株価に十分なプレミアムを付した買付価格を提示することが相当であると判断し、本公開買付価格を決定しました。なお、本公開買付価格は当社株式のジャスダック証券取引所における本公開買付けにかかる取締役会決議の前営業日である平成19年10月30日までの過去3か月間の単純平均値42,606円に対して40.83%（小数点以下第三位を四捨五入。）のプレミアムを加えた金額となります。

なお、本公開買付けの対象には、新株予約権も含まれますが、本公開買付けの対象となる新株予約権は、いずれも当社又は当社の子会社の取締役、監査役並びに従業員等に対するストックオプションとして発行されたものであり、新株予約権者は、権利行使時において当社又は当社の子会社の取締役、監査役若しくは従業員等の地位にあることを要するものとされ（任期満了による退任、定年による退職の場合を除く。）また、新株予約権者は当社との新株予約権割当契約書に基づき、新株予約権の譲渡、担保権設定、質入その他の処分は認められておりません。

そのため、公開買付者は、本公開買付けにより当該新株予約権を買付けたとしても、これを行使できないと解されることから、本公開買付けの対象となる新株予約権の買付価格は1個当たり1円と決定しております。

(ii) 当社における検討

当社代表取締役社長である堀主知口バートは、平成19年10月18日開催の当社取締役会において、本公開買付けを含む本取引の実行を検討している旨、及び本取引を行う理由並びにその内容について詳細な説明をした上で、本公開買付けを含む本取引の実行を提案しました。当社取締役会が当該提案を検討するにあたっては、フィナンシャル・アドバイザーとして、当社及び公開買付者から独立した第三者評価機関である公認会計士キャスト国際共同会計事務所が指名され、本取引に対する包括的な助言、及び当社の株式価値の算定について依頼を受け、また、法律顧問として、当社及び公開買付者から独立した第三者機関である弁護士法人キャスト系賀が指名され、本取引に関する法的助言について依頼を受けました。なお、公認会計士キャスト国際共同会計事務所及び弁護士法人キャスト系賀と、公開買付者との間には、現在及び過去において特別の利害関係はございません。また、同日、当社取締役会は、弁護士法人キャスト系賀の助言を得て、本取引の公正さを確保し、本取引の透明性及び客観性を高めるべく、当社及び公開買付者の双方から独立した者（社外取締役2名を含む。）から構成される第三者委員会を設置し、第三者委員会に対して、本公開買付けを含む本取引の当否及びその条件について、公開買付者との間で協議・交渉を行った上で、当社

取締役会に対して意見を提出することを委託する決議を行いました。当社取締役会における第三者委員会の委員の選定に当たっては、当社及び公開買付者からの独立性に万全を期すため、当社から高い独立性を有し、かつ、企業経営あるいは企業買収の理論と実務に精通した、社外取締役である澤田宏之氏及び同北畠光弘氏、弁護士であり当社が平成 19 年 6 月 28 日開催の当社定時株主総会における承認に基づき導入した「当社株式の大量買付行為への対応策（買収防衛策）」に関する独立委員会の委員でもある斉藤芳朗氏、並びに三菱商事株式会社顧問兼藍澤證券株式会社社外監査役である入山利彦氏を選定しています。

第三者委員会は、平成 19 年 10 月 18 日より、本公開買付けを含む本取引の当否及び本公開買付価格を含む条件面等の検討を開始し、公開買付者との間で複数回にわたり協議・交渉を行いました。その結果、平成 19 年 10 月 30 日、第三者委員会は当社取締役会に対して、当社取締役会が「当社株式の大量買付行為への対応策（買収防衛策）」を条件付で廃止することを前提として本公開買付けを含む本取引の実行に賛同する旨の答申を行うことを決議いたしました。

公開買付者は、上記第三者委員会の決議を受けて、同日、上記の検討、協議・交渉の結果を踏まえ、本公開買付価格を 1 株当たり 60,000 円とした上で、本公開買付けを実施することを決定しました。

当社は、平成 19 年 10 月 31 日開催の取締役会において、当社の代表取締役社長堀主知ロパートから、その保有する当社株式及び新株予約権の全部について、本公開買付けに応募する予定であること、堀主知ロパートは本公開買付け成立後においても引続き当社の代表取締役社長を務める予定であり、中島謙一郎及び細田洋平についても引続き当社の取締役を務める予定であること、堀主知ロパートは、本公開買付け後に公開買付者への出資を予定しており、中島謙一郎についても本公開買付けに応募した場合には公開買付者への出資を行うことが予定されていること、堀主知ロパート、中島謙一郎及び細田洋平は、本公開買付け終了後に当社又は公開買付者の新株予約権の引き受けを予定していること、公開買付者が本公開買付けにより当社の発行済全株式（自己株式を除きます。）を取得できない場合には、後記「(3) 本公開買付け後の組織再編等の方針」で述べるような方法により、当社の発行済全株式（自己株式を除きます。）を公開買付者が取得する計画があることその他 MBO 契約及び参加契約の内容、堀主知ロパート及び中島謙一郎並びに細田洋平と公開買付者との関係及び本公開買付けの目的について、再度詳細な説明を受けました。また、第三者委員会からは、公開買付者との交渉の経緯及び結果についての詳細な報告を受け、本公開買付けを含む本取引を行うこと及びその条件は妥当である旨の意見が提出された上、フィナンシャル・アドバイザーである公認会計士キャスト国際共同会計事務所から平成 19 年 10 月 29 日付で提出された株価算定報告書、及び法律顧問である弁護士法人キャスト系賀から平成 19 年 10 月 30 日付で提出された法律意見書を踏まえて、当該第三者委員会の報告及び意見の内容並びに本公開買付けに始まる本取引に関する諸条件について慎重に検討した結果、本取引が当社の経営基盤を強化し、今後の中長期的な企業価値の向上に資するものであるとともに、本公開買付けの買付価格その他の諸条件は妥当であり、当社株主に対して合理的な価格により売却機会を提供するものであると判断し、本公開買付けに賛同の意を表明する旨の決議をしております。なお、当社代表取締役社長堀主知ロパートは、本公開買付け後も当社の代表取締役に留まること、本公開買付け後に公開買付者の取締役に就任すること及び公開買付者に出資を行うこと並びに当社又は公開買付者の新株予約権を引受けることが予定されていることから、上記の説明を中島謙一郎及び細田洋平以外の他の当社取締役、監査役に対して行った後、取締役会から退席し、その後の当社取締役会における審議及び上記の決議には、特別利害関係人として参加しておりません。また、当社取締役である中島謙一郎も、本公開買付け後に公開買付者に出資を行う具体的可能性があり、当社の取締役に留まること及び当社又は公開買付者の新株予約権を引受けることが予定されていることから、当社取締役である細田洋平についても、本公開買付け後も当社の取締役に留まること及び当社又は公開買付者の新株予約権を引受けることが予定されていることから、当社取締役会における審議及び上記の決議には、特別利害関係人として参加しておりません。その他、堀主知ロパート、中島謙一郎及び細田洋平は、平成 19 年 10 月 18 日開催の当社取締役会において、本公開買付けを含む本取引の実行を

提案した後は、平成 19 年 10 月 31 日開催の取締役会において上記説明を行ったことを除き、本取引に関する当社取締役会における審議及び決議には特別利害関係人として一切参加しておりません。上記の賛同意見の表明にかかる決議が行われた当社取締役会には、特別利害関係を有する取締役を除く当社の取締役及び監査役の全員が出席し、上記の賛同意見の表明は、社外取締役を含め、決議に参加した当社の取締役の全員一致で決議されております。また、当社のいずれの監査役も当社取締役会が本公開買付けに賛同する旨の意見を表明することに賛成の意を表しております。

なお、当社は、上記取締役会において、本公開買付けの成否にかかわらず平成 19 年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者に対する剰余金の配当を行わないことを決議しております。

(c) 価格の適正性を確保する客観的状況の確保

公開買付者は、本公開買付けの買付期間を比較的長期間である 30 営業日に設定することにより、当社株式及び新株予約権について、他の買付者による買付けの機会を確保しております。また、公開買付者と当社との間で、当社株式及び新株予約権の買付けについて、他の買付者による買付けの出現及び遂行を阻害するような合意は存在しておりません。

また、後記「5【会社の支配に関する基本方針に係る対応方針】」のとおり、当社取締役会は、平成 19 年 6 月 28 日開催の当社定時株主総会において「当社株式の大量買付行為への対応策(買収防衛策)」を導入しておりますが、第三者からの買付け機会を確保して本取引の公正性に配慮するために、上記賛同意見表明を決議した取締役会において、本公開買付け(及び本公開買付けの公開買付期間中に公開買付者以外の者により開始された当社株式に対する公開買付け)の公開買付期間(公開買付期間が延長された場合には延長された期間を含みます。)が終了するまでの間、かかる「当社株式の大量買付行為への対応策(買収防衛策)」を停止すると共に、上記の公開買付けのいずれかが成立することを停止条件として、当該買収防衛策を完全に廃止することを決議いたしました。

このように、第三者からの買付けの機会を確保することにより、本公開買付価格の適正性を客観的にも担保しています。

(3) 本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)

本公開買付けが成立した場合、公開買付者は当社の発行済株式総数の 3 分の 2 以上の株式を取得することになりますが、本公開買付けで当社の全株式(自己株式を除きます。)を取得できなかった場合には、公開買付者は、以下の方法により、当社を 100%子会社化する予定です。

具体的には、本公開買付けが成立した後に、公開買付者は、本公開買付けの決済日以降の日を基準日として、当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項を付すこと、及び当社の当該株式の全部取得と引換えに別個の当社株式を交付すること、以上及びを付議議案に含む株主総会及びを付議議案に含む普通株主による種類株主総会の開催を当社に要請する意向を有しており、当社はかかる要請に応じて株主総会及び普通株主による種類株主総会を開催することを検討しております。公開買付者は、本公開買付けが成立した場合には当社の総議決権の 3 分の 2 以上を保有することになる予定であり、上記の株主総会及び普通株主による種類株主総会において上記各議案に賛成する予定です。上記各手続が実行された場合には、当社の発行する全ての普通株式は全部取得条項が付された上で、全て当社に取得されることとなり、当社の株主には当該取得の対価として別個の当社株式が交付されることとなりますが、当社の株主で交付されるべき当該当社株式の数が 1 株に満たない端数となる株主に対しては、法令の手続に従い、当該端数の合計数を売却することによって得られる金銭が交付されることとなります。なお、当該端数の合計数の売却価格については、本公開買付価格を基準として算定される予定ですが、算定の時点が異なることから、この金額が本公開買付価格と異なることがあり得ます。また、全部取得条項が付された当社の普通株式の取得の対価として交付する当社株式の数は届出書提出日現在未定であります。当社が公開買付者の 100%子会社となるよう、本公開買付けに応募されなかった公開買付者以外の当社の株主に対し交付しなければならない当社株式の数が 1 株に満たない端数となるよう決定する予定です。

上記及びの手続きに関連する少数株主の権利保護を目的とした会社法上の規定として、(i)上記の普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更を行うに際しては、会社法第 116 条及び第 117 条そ

他の関係法令の定めに従って、株主がその有する株式の買取請求を行うことができる旨が定められており、また、(ii)上記の全部取得条項が付された株式の全部取得が株主総会において決議された場合には、会社法第172条その他の関係法令の定めに従って、当該株式の取得の価格の決定の申立てを行うことができる旨が定められております。なお、これらの(i)又は(ii)の方法による1株当たりの買取価格及び取得価格は、最終的には裁判所が判断することになるため、本公開買付価格と異なることがあり得ます。これらの方法による請求又は申立てを行うにあたっては、その必要手続等に関しては株主各位において自らの責任にて弁護士等にご確認され、ご判断いただくこととなります。

なお、当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項を付し、当該株式の全部取得と引換えに別個の当社株式を交付するという上記方法については、関連法令についての当局の解釈等の状況並びに本公開買付け後の公開買付者の株式所有割合及び公開買付者以外の当社株主の当社株式の保有状況等によって、それと同等の効果を有する他の方法を実施する可能性があります。但し、その場合でも、公開買付者以外の当社の株主に対しては、最終的に現金を交付する方法の採用を予定しております。この場合における当該当社株主に交付する金銭の額についても、本公開買付けの買付価格を基準として算定する予定ですが、算定の時期が異なることから、この金額が本公開買付けの買付価格と異なることがあり得ます。

なお、本公開買付けは、上記株主総会における当社株主の賛同を勧誘するものではありません。また、上記の各手続における税務上の取扱いについては、株主各位により税務専門家にご確認下さい。

(4) 上場廃止となる見込みがある旨及び上場廃止を目的とする公開買付けに賛同する理由

公開買付者は、本公開買付けにおいて買付けを行う株券等の数に上限を設定していないため、本公開買付けの結果、ジャスダック証券取引所の株券上場廃止基準に該当した場合、当社の株券は、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。また、当該基準に該当しない場合でも、公開買付者は、本公開買付けの終了後に、上記「(3)本公開買付け後の組織再編等の方針」に従い、当社を完全子会社化することを予定しておりますので、その場合には当社の株券は上場廃止になります。上場廃止後は、当社株券をジャスダック証券取引所において取引することはできません。

4 公開買付者又はその特別利害関係者による利益供与の内容

該当事項はありません。

5 会社の支配に関する基本方針に係る対応方針

当社取締役会は、平成19年6月28日開催の当社定時株主総会において「当社株式の大量買付行為への対応策(買収防衛策)」を導入しておりますが、第三者からの買付け機会を確保して本取引の公正性に配慮するために、上記賛同意見表明を決議した取締役会において、本公開買付け(及び本公開買付けの公開買付期間中に公開買付者以外の者により開始された当社株式に対する公開買付け)の公開買付期間(公開買付期間が延長された場合には延長された期間を含みます。)が終了するまでの間、かかる「当社株式の大量買付行為への対応策(買収防衛策)」を停止するとともに、上記の公開買付けのいずれかが成立することを停止条件として、当該買収防衛策を完全に廃止することを決議しました。

このように、第三者からの買付けの機会を確保することにより、本公開買付価格の適正性を客観的にも担保しています。

6 公開買付者に対する質問

該当事項はありません。

7 公開買付期間の延長請求

該当事項はありません。

以 上

添付資料：ロングリーチグループ サイバードホールディングス経営陣と MBO を実施

Press Release

ロングリーチグループ

サイバードホールディングス経営陣とMBOを実施

【東京 / 香港 2007年10月31日】 独立系投資会社ロングリーチグループは、株式会社サイバードホールディングス (JASDAQ: 4823、以下、「サイバードホールディングス」) 経営陣とともにマネジメント・バイアウト(MBO) によりサイバードホールディングスを非公開化させるための一連の取引の一環として、サイバードホールディングスの発行済普通株式および新株予約権の全てを取得することを目的に、公開買付け(以下、「本公開買付け」)を実施いたします。サイバードホールディングス取締役会においては、本日、本公開買付けに賛同する旨の決議をしております。

本公開買付けでは、ロングリーチグループの一員である Longreach Capital Partners 1, L.P.、LONGREACH HOLDINGS IRELAND および Longreach GP Commitment L.P. (以下、「本ファンド」)が発行済株式の全てを保有する株式会社 CJ ホールディングス(以下、「公開買付者」)が、サイバードホールディングスの発行済普通株式を1株につき60,000円で買付けます(なお、本公開買付けにおいては、サイバードホールディングスの発行済新株予約権も1個あたり1円で買付けます。)。本公開買付けにおける普通株式の1株あたりの買付価格は、サイバードホールディングス普通株式のジャスダック証券取引所における2007年10月30日の終値に13.4%の、過去3ヶ月の終値の平均値に40.8%のプレミアムを加えた金額に相当します。

サイバードホールディングスは平成10年9月にモバイルコンテンツプロバイダーとして設立され、現在では、サイバードホールディングスグループで化粧品を中心とする通販コマース事業やソリューション事業も展開しています。昨今ではモバイルインターネット市場の多様化が進み、さらなる拡大が見込める中、サイバードホールディングスでは中長期的な企業価値向上を目指すためには今こそ事業戦略の遂行を加速させる時期であると強く考えており、新たなプラットフォーム事業の確立や既存のモバイル・コンテンツ事業やコマース事業強化のための体制の整備とアクションを実行するための体制の整備とアクションを実行することが急務であると考えておりました。サイバードホールディングスは、かかる体制の整備とアクションを実行するためには、短期的には業績の成長鈍化が生じる懸念や、中長期にわたり利益の変動性が高まるリスクがあることから、非公開化により当面のリスクを公開買付者に集中させ、ガバナンス体制の強化を図る必要があるとみていました。

こうした状況の中で、サイバードホールディングス創業者であり代表取締役社長兼グループ CEO である堀主知ロバート氏は既に信頼関係にあるロングリーチグループを事業パートナーに選定し、双方で慎重な協議を重ねて参りました。その結果、中長期的な視点に立った事業戦略を実行して、企業価値の更なる向上を実現するためには、柔軟かつ迅速な経営戦略の実現が可能となる MBO である本取引を通じて非公開化を行うことが最善であると判断しました。

本ファンドは、堀主知ロバート氏(発行済新株予約権が全て行使された場合の完全希薄化後の発行済株式総数に対する所有株式の合計の割合 9.69%、以下「堀氏」)、からその所有するサイバードホールディングス株式および新株予約権の全てについて原則として本公開買付けに応募する旨の同意を得ています。加えて、本ファンドは、サイバードホールディングスの大株主である岩井陽介氏(同 3.34%)、株式会社らうむず(同 2.64%)、立石知雄氏(同 1.21%)および岩井恵美氏(同 0.18%)からもその所有するサイバードホールディングス株式および新株予約権の全てについて原則として本公開買付けに応募する旨の同意を得ています。

このほか、本ファンドは、サイバードホールディングスの取締役である中島謙一郎氏(同 0.72%、以下「中島氏」)との間で、その所有するサイバードホールディングス株式および新株予約権について本公開買付けに応募した場合には、公開買付者が中島氏に対して本公開買付け終了後に第三者割当増資を行う旨の合意をしております。

本公開買付けが成立した場合、公開買付者はサイバードホールディングスの完全希薄化後の発行済株式総数の3分の2以上を取得することとなりますが、本公開買付けでサイバードホールディングスの全株式(自己株式を除く)を取得できなかった場合には、公開買付者は、サイバードホールディングスの発行する全ての普通株式に全部取得条項を付した上で、当該株式の取得と引替えにサイバードホールディングスの別個の普通株式を交付し、かかる交付に際して公開買付者以外のサイバードホールディングスの株主に交付されるサイバードホールディングス株式の数が1株に満たない端数となるよう決定する方法により、サイバードホールディングスを公開買付者の完全子会社とする予定です。

本公開買付けの公開買付期間は2007年11月1日から同年12月13日までの30営業日です。なお、本公開買付けにおいては買付けを行う株券等の数に上限を設定していないため、本公開買付けの結果、ジャスダック証券取引所の株券上場廃止基準に該当した場合、サイバードホールディングスの株券は、所定の手続きを経て上場廃止となる可能性があります。また、当該基準に該当しない場合でも、公開買付者は、本公開買付け後に、上記のとおり、サイバードホールディングスの全株式を取得することを予定しておりますので、その場合にはサイバードホールディングスの株券は上場廃止となります。

本公開買付け後は、サイバードホールディングスでは引き続き、堀氏が代表取締役社長にとどまり、中島氏、および同じくサイバードホールディングスの取締役である細田洋平氏が取締役にとどまり、サイバードホールディングスの執行役員である川田敦昭氏が新たに取締役に就任する予定です。さらに、ロングリーチグループから5名の取締役に派遣する予定です。

ロングリーチグループのチェアマン兼取締役パートナーであるマーク・チバは次のように述べています。「本公開買付け成立後には、ロングリーチグループはサイバードホールディングスの事業パートナーとしてこれからの戦略転換期における中長期的な戦略策定とその実行を支援し、経営陣、従業員の皆様と共にダイナミックな成長と飛躍を目指してまいります。既存株主の皆様にはサイバードホールディングスの中長期的な成長戦略をご理解いただき、今回の公開買付けにご賛同いただけることを期待しています」。

###

報道関係者からのお問い合わせ

ギャビン・アンダーソン (服部、和田) 03-5404-0640

ロングリーチグループについて

ロングリーチグループは、日本およびアジアにおける独自の戦略的プライベート・エクイティ投資を目的に2003年10月に設立された事業支援投資会社です。今後の日本産業の発展を担う企業の再生およびグローバルな事業展開を中長期的な戦略的な視点から支援します。グローバルなネットワークに加え業界知識と地域に根ざした人脈および案件遂行能力を活かし、付加価値の高い投資案件を実現しています。ロングリーチグループは、投資実行力と投資リターンを最大化することにより、市場での高い評価を長期的に維持することを目指しています。

ロングリーチグループは、投資主体である Longreach Capital Partners 1, L.P.(英国領ケイマン諸島法を準拠法として設立されたパートナーシップ)とその運営会社である LONGREACH MANAGEMENT CORPORATION CAYMAN(英国領ケイマン諸島法を準拠法として設立された法人)、投資主体である Longreach GP Commitment L.P.(英国領ケイマン諸島法を準拠法として設立されたパートナーシップ)とその運営会社である LONGREACH GROUP CAYMAN(英国領ケイマン諸島法を準拠法として設立された法人)、投資主体である LONGREACH HOLDINGS IRELAND(アイルランド法を準拠法として設立された法人)および香港拠点のロングリーチグループ・リミテッドならびに東京拠点の株式会社ロングリーチグループにより構成されるグループです。東京拠点の株式会社ロングリーチグループは、日本およびアジア市場に関するデータや情報を収集し、投資ファンドが投資案件の発掘調査を行うためのサポートをしています。

2006年4月には、第1号ファンドとなる Longreach Capital Partners 1 および Longreach Capital Partners Ireland 1 (以下、ファンド)の設定を完了しました。ファンド総額は募集上限の825億円(750百万米ドル相当。米ドル受入時は¥/\$=110で換算)となりました。国内外大手機関投資家および企業からの出資に加え、共同投資の仕組みを活用することにより、日本およびアジア地域におけるパイアウト案件への投資を行っています。これまでに手掛けた投資案件には、通信用海底・陸上用ケーブル大手のオーシーシー、ITソフトのニウス コー、台湾の安泰銀行、中国のアジア・アルミニウム・グループなどが含まれます。

<ご参考> 買付け等の概要

(1) 対象者の概要

商号	株式会社サイバードホールディングス	
事業内容	サイバードグループ全体の戦略策定ならびに経営管理機能、サイバードグループ各社へのシェアードサービス提供機能、統合型顧客データベースの管理・運用機能、監査機能	
設立年月日	平成 10 年 9 月 29 日	
本店所在地	東京都港区六本木六丁目 10 番 1 号	
代表者の役職・氏名	代表取締役社長兼グループ CEO 堀 主知ロバート	
資本金	5,503,317 千円 (平成 19 年 6 月 29 日現在)	
大株主及び持株比率	平成 19 年 3 月 31 日現在	
	小村 富士夫	11.15%
	堀 主知ロバート	9.27%
	株式会社リクルート	8.73%
	オムロン株式会社	3.72%
	バイエリッシュフェラインスバンクアーゲーカスタマー アカウント(常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行)	3.45%
	岩井 陽介	2.97%
	株式会社らうむず	2.77%
	日本テレビ放送網株式会社	2.58%
	株式会社イマジカ・ロボットホールディングス	2.43%
	立石 知雄	1.27%
買付者と対象者の 関係等	資本関係	対象者株式を 1 株保有しています。
	人的関係	該当事項はありません。
	取引関係	該当事項はありません。
	関連当事者への 該当状況	該当事項はありません。

(2) 買付け等の期間

届出当初の買付け等の期間

平成 19 年 11 月 1 日 (木) から平成 19 年 12 月 13 日 (木) まで (30 営業日)

対象者の請求に基づく延長の可能性

該当事項はありません。

(3) 買付け等の価格

株券 1 株につき 60,000 円

新株予約権

第 1 回新株予約権 1 個につき金 1 円

第 2 回新株予約権 1 個につき金 1 円

第 3 回新株予約権 1 個につき金 1 円

第 4 回新株予約権 1 個につき金 1 円

J I M O S 新株予約権 1 個につき金 1 円

J I M O S 新株予約権 1 個につき金 1 円

J I M O S 新株予約権 1 個につき金 1 円

J I M O S 新株予約権	1 個につき金 1 円
J I M O S 新株予約権	1 個につき金 1 円

(4) 買付け等の価格の算定根拠等

算定の基礎

株券

公開買付者は、買付価格の決定にあたり、公開買付者のフィナンシャル・アドバイザーで第三者算定人でもある日興シティグループ証券に対し、対象者の株式価値の算定を依頼し、日興シティグループ証券より株式価値算定書を取得しています。株式価値算定書における各手法による対象者株式価値を算定の結果は以下のとおりです。

- (1) 市場株価法では、平成 19 年 10 月 22 日を基準日として、対象者の株価終値の 1 ヶ月平均、3 ヶ月平均及び 6 ヶ月平均並びに基準日の株価終値を基に、1 株当たりの株式価値の範囲を 41,591 円から 54,800 円までと算定しています。
- (2) 類似公開企業乗数比較法では、対象者と比較的類似する事業を手掛ける上場企業の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて、対象者の株式価値を評価し、1 株当たりの理論株式価値の範囲を、2007 年度予想 EBITDA の場合には 46,752 円から 61,470 円まで、2008 年度予想 EBITDA の場合には 54,462 円から 65,558 円までと算定し、1 株当たりの株式価値の範囲を 46,752 円から 65,558 円までと算定しています。
- (3) DCF 法では、対象者の収益予測や設備投資計画等の諸要素を前提とし、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値及び株式価値を評価し、1 株当たりの理論株式価値の範囲を 55,657 円から 68,938 円までと算定しています。

公開買付者は、これらの算定結果を基に、各評価手法を比較検討し、買付価格の決定にあたっては、市場株価法に加え、対象者の企業価値や今後の事業戦略を適切に反映することができる将来に亘る収益力に基づく DCF 法による株式価値評価を考慮するとともに、対象者株式は同業他社と比較して出来高が相対的に低く、株価が必ずしも本来の株式価値を反映しているとは限らない可能性があるため、類似公開企業乗数比較法による株式価値評価をも併せて考慮すべきと判断しています。そして、対象者の第三者委員会及び対象者の代表取締役社長であり大株主である堀氏とそれぞれ別個に行った協議・交渉の結果や、対象者による本公開買付けへの賛同の可否、及び本公開買付けの見通し等も踏まえ、既存株主に対して対象者株式の株価に十分なプレミアムを付した買付価格を提示することが相当であると判断し、平成 19 年 10 月 31 日に、本公開買付価格を 1 株当たり 60,000 円とすることを決定いたしました。

なお、本公開買付価格は、平成 19 年 10 月 30 日までのジャスダック証券取引所における対象者株式の終値の過去 1 ヶ月間の単純平均値 49,026 円(小数点以下四捨五入)に対して約 22.38%、過去 3 ヶ月間の単純平均値 42,606 円(小数点以下四捨五入)に対して約 40.83%のプレミアムを加えた価格であります。

新株予約権

平成 19 年 10 月 30 日現在において、第 1 回新株予約権について、1 株当たりの行使価格は 91,572 円であり、本公開買付けの普通株式 1 株当たりの買付価格 60,000 円を 31,572 円上回っています。

平成 19 年 10 月 30 日現在において、第 2 回新株予約権について、1 株当たりの行使価格は 183,575 円であり、本公開買付けの普通株式 1 株当たりの買付価格 60,000 円を 123,575 円上回っています。

平成 19 年 10 月 30 日現在において、第 3 回新株予約権について、1 株当たりの行使価格は 172,000

円であり、本公開買付けの普通株式1株当たりの買付価格60,000円を112,000円上回っています。

平成19年10月30日現在において、第4回新株予約権について、1株当たりの行使価格は156,900円であり、本公開買付けの普通株式1株当たりの買付価格60,000円を96,900円上回っています。

平成19年10月30日現在において、JIMOS新株予約権について、1株当たりの行使価格は37,988円であり、本公開買付けの普通株式1株当たりの買付価格60,000円を22,012円下回っています。

平成19年10月30日現在において、JIMOS新株予約権について、1株当たりの行使価格は56,980円であり、本公開買付けの普通株式1株当たりの買付価格60,000円を3,020円下回っています。

平成19年10月30日現在において、JIMOS新株予約権について、1株当たりの行使価格は238,462円であり、本公開買付けの普通株式1株当たりの買付価格60,000円を178,462円上回っています。

平成19年10月30日現在において、JIMOS新株予約権について、1株当たりの行使価格は372,124円であり、本公開買付けの普通株式1株当たりの買付価格60,000円を312,124円上回っています。

平成19年10月30日現在において、JIMOS新株予約権について、1株当たりの行使価格は189,853円であり、本公開買付けの普通株式1株当たりの買付価格60,000円を129,853円上回っています。

しかしながら、新株予約権は対象者又は対象者の子会社の取締役、監査役並びに従業員に対するストックオプションとして発行されたものであり、新株予約権者は、権利行使時において対象者又は対象者の子会社の取締役、監査役若しくは従業員等の地位にあることを要するものとされ(任期満了による退任、定年による退職の場合を除く)また、新株予約権者は対象者との新株予約権割当契約書に基づき、新株予約権の譲渡、担保権設定、質入その他の処分は認められておりません。

そのため、公開買付者は、本公開買付けにより当該新株予約権を買付けたとしても、これを行使できないと解されることから、上記のとおり、新株予約権の買付価格を1個当たり1円と決定いたしました。

算定の経緯

(1) 第三者算定人からの株式価値算定書の取得について

ロングリーチグループは、対象者の代表取締役社長である堀氏と平成19年5月下旬ころから、対象者の長期的な企業価値の維持・向上を目的として、対象者の非公開化の検討を開始し、慎重に議論・検討を重ねて参りました。対象者の非公開化の実行を検討するにあたり、公開買付者は対象者の株式価値の算定を開始するため、平成19年10月に第三者算定人を選任し、第三者算定人に対して株式価値の算定を依頼しました。公開買付者は、本公開買付価格を決定するにあたり、参考情報とすべく、対象者の株式価値に関する株式価値算定書を平成19年10月23日付で第三者算定人である日興シティグループ証券より取得しております。

(2) 株式価値算定書の概要について

第三者算定人でもある日興シティグループ証券は、採用すべき算定手法を検討の上、市場株価法、類似公開企業乗数比較法及びDCF法による評価を実施しました。その結果は下記のとおりです。

市場株価法：41,591円から54,800円

類似公開企業乗数比較法：46,752 円から 65,558 円

D C F 法：55,657 円から 68,938 円

(3) 本公開買付価格の決定経緯について

公開買付者は、上記の評価結果を参考にし、下限値である 41,591 円から上限値である 68,938 円の範囲内で検討を進めました。更に、対象者の第三者委員会及び対象者の代表取締役社長であり大株主である堀氏とそれぞれ別個に行った協議・交渉の結果や、対象者による本公開買付けへの賛同の可否、及び本公開買付けの見通し等も踏まえ、最終的に平成 19 年 10 月 31 日に本公開買付価格を 60,000 円とすることを決定いたしました。なお、本公開買付価格は、平成 19 年 10 月 30 日までのジャスダック証券取引所における対象者株式の終値の 1 ヶ月単純平均(49,026 円)、3 ヶ月単純平均(42,606 円)、6 ヶ月単純平均値(45,564 円)に対して、それぞれ 22.38%、40.83%、31.68%のプレミアムを加えた金額となります。また、対象者新株予約権の買付価格についても、上記「算定の基礎」の「新株予約権証券」において記載の理由に基づき、対象者新株予約権 1 個当たり 1 円と決定いたしました。

(4) 買付価格の公正性を担保し、利益相反を回避するための措置について

対象者の取締役会が本取引の実行についての提案を検討するにあたっては、フィナンシャルアドバイザーとして、対象者及び公開買付者から独立した第三者評価機関である公認会計士キャスト国際共同会計事務所が指名され、本取引に対する包括的な助言、及び対象者の株式価値の算定について依頼を受け、また、法律顧問として、対象者及び公開買付者から独立した第三者機関である弁護士法人キャスト系賀が指名され、本取引に関する法的助言について依頼を受けました。なお、公認会計士キャスト国際共同会計事務所及び弁護士法人キャスト系賀と、公開買付者との間には、現在及び過去において特別の利害関係はございません。また、同日、対象者取締役会は、弁護士法人キャスト系賀の助言を得て、本取引の公正さを確保し、本取引の透明性及び客観性を高めるべく、対象者及び公開買付者の双方から独立した者（社外取締役 2 名を含む。）から構成される第三者委員会を設置し、第三者委員会に対して、本公開買付けを含む本取引の当否及びその条件について、公開買付者との間で協議・交渉を行った上で、対象者取締役会に対して意見を提出することを委託する決議を行いました。

対象者取締役会における第三者委員会の委員の選定にあたっては、対象者及び公開買付者からの独立性に万全を期すため、対象者から高い独立性を有し、かつ、企業経営あるいは企業買収の理論と実務に精通した、社外取締役である澤田宏之氏及び同北畠光弘氏、弁護士であり対象者が平成 19 年 6 月 28 日開催の対象者定時株主総会における承認に基づき導入した「当社株式の大量買付行為への対応策（買収防衛策）」に関する独立委員会の委員でもある斉藤芳朗氏、並びに三菱商事株式会社顧問兼藍澤證券株式会社社外監査役入山利彦氏を選定しています。

第三者委員会は、平成 19 年 10 月 18 日より本公開買付けを含む本取引の当否及びその買付価格を含む条件面等の検討を開始し、公開買付者との間で複数回にわたり協議・交渉を行いました。その結果、平成 19 年 10 月 30 日、第三者委員会は対象者取締役会に対して、対象者取締役会が「当社株式の大量買付行為への対応策（買収防衛策）」を条件付で廃止することを前提として本公開買付けを含む本取引の実行に賛同する旨の答申を行うことを決議いたしました。

公開買付者は、上記第三者委員会の決議を受けて、同日、上記の検討、協議・交渉の結果を踏まえ、本公開買付価格を 1 株当たり 60,000 円とした上で、本公開買付けを実施することを決定しました。

対象者は、平成 19 年 10 月 31 日開催の取締役会において、堀氏から、MBO 契約及び参加契約の内容、堀氏及び中島氏並びに細田氏と公開買付者との関係及び本公開買付けの目的について、再度詳細な説明を受けました。また、第三者委員会からは、公開買付者との交渉の経緯及び結果についての詳細な報告を受け本公開買付けを含む本取引を行うこと及びその条件は妥当である旨の意見が提出された上、フィナンシャル・アドバイザーである公認会計士キャスト国際共同会計事務所から平成 19 年 10 月 29 日付で提出された「株価算定報告書」、及び法律顧問である弁護士法人キャスト系賀から平成 19 年 10 月 30 日付で提出された法律意見書を踏まえて、当該第三者委員会の報告及び意見の内容並びに本公開買付けに始まる本取引に関する諸条件について慎重に検討した結果、本取引が対象者の経営基盤を強化し、今後の中長期的な企業価値の向上に資するものであるとともに、本公開買付けの買付価格その他の諸条件は妥当であり、対象者株主に対して合理的な価格により売却機会を提供するものであると判断し、本公開買付けに賛同の意を表明する旨の決議をしております。対象者の代表取締役社長である堀氏、取締役である中島氏及び同細田氏は、平成 19 年 10 月 18 日開催の取締役会において本取引の実行を提案した後は、上記平成 19 年 10 月 31 日開催の取締役会において上記説明を行ったことを除き、本取引に関する対象者取締役会における審議及び決議には特別利害関係人として参加しておりません。上記の賛同意見の表明にかかる決議が行われた対象者取締役会には、特別利害関係を有する取締役を除く対象者の取締役及び監査役の全員が出席し、上記の賛同意見の表明は、社外取締役を含め、決議に参加した対象者の取締役の全員一致で決議されております。また、対象者のいずれの監査役も対象者取締役会が本公開買付けに賛同する旨の意見を表明することに賛成の意を表しております。

算定機関との関係

該当事項はありません。

(5) 買付予定の株式等の数

株 券 等 種 類	株式に換算した買付予定数	株式に換算した超過予定数
株 券	203,282 株	
新株予約権証券		
新株予約権付社債券		
株券等預託証券()		
合計	203,282 株	

(注 1) 応募株券等の総数が「株式に換算した買付予定の下限」(203,282 株。以下、「買付予定の下限」といいます。)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付けを行いません。

(注 2) 応募株券等の総数が買付予定の下限以上の場合には、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(注 3) 公開買付期間末日までに第 1 回ないし第 4 回新株予約権及び J I M O S 新株予約権 ないし が行使される可能性があり、当該行使により発行又は移転される対象者株式も本公開買付けの対象としております。

(注 4) 株券等のうち新株予約権証券については、各新株予約権の発行要項に基づき、対象者が平成 19 年 6 月 29 日に提出した第 9 期有価証券報告書(以下「第 9 期有価証券報告書」といいます。)の記載に従い平成 19 年 3 月 31 日時点で権利行使されていない第 1 回新株予約権 257 個を 1 個あたり 3 株、第 2 回新株予約権 1,296 個を 1 個あたり 3 株、第 3 回新株予約権 1,445 個を 1 個あたり 3 株、第 4 回新株予約権 200 個を 1 個あたり 1 株、J I M O S 新株予約権 38 個を 1 個あたり 10.53 株、J I M O S 新株予約権 211 個を 1 個あたり 10.53 株、J I M O S 新株予約権 1,600 個を 1 個あたり 1.17 株、J I M O S 新株予約権 1,170 個を 1 個あたり 1.17 株、J I M O S 新株予約

権 209 個を 1 個あたり 1.17 株として換算しています。

(注 5) 本公開買付けを通じて、対象者が保有する自己株式を取得する予定はありません。なお、対象者の第 9 期有価証券報告書によれば、対象者は平成 19 年 3 月 31 日現在自己株式は保有していません。

(注 6) 公開買付者が本公開買付けにより取得する対象者の株式に換算した株式数は、最大で、304,923 株になります。これは、対象者の第 9 期有価証券報告書に記載された平成 19 年 3 月 31 日現在の発行済株式総数 289,623 株に、新株予約権の行使により発行又は移転される可能性のある対象者株式（平成 19 年 3 月 31 日以降届出書提出日までに係る新株予約権が行使されたことにより発行又は移転された対象者株式を含みます。）の最大数（15,301.4 株）を加え、公開買付者が保有する株式数 1 株及び 1 株未満の端数を控除した数です。

(6) 買付け等による株券等所有割合の異動

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	1 個	(買付け等前における株券等所有割合 0.00%)
買付予定の株券等に係る議決権の数	203,282 個	(買付け等後における株券等所有割合 66.67%)
対象者の総株主の議決権の数	289,589 個	

(注 1) 「買付予定の株券等に係る議決権の数」は、本公開買付けにおける買付予定数 203,282 株に係る議決権の数です。

(注 2) 「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者が平成 19 年 6 月 29 日に提出した第 9 期有価証券報告書に記載された平成 19 年 3 月 31 日現在の総株主の議決権の数です。但し、本公開買付けにおいては、新株予約権本公開買付けの対象としていることから、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、対象者の上記第 9 期有価証券報告書に記載された総株主の議決権の数 289,589 個に、証券保管振替機構名義の株式 34 株にかかる議決権数（議決権の数 34 個）及び買付予定の株券等に係る議決権の数のうち、第 1 回ないし第 4 回新株予約権及び J I M O S 新株予約権 ないし の各発行要項に基づき株式に換算した株式数（15,301.4 株）に係る議決権の数を加えて、「対象者の総株主の議決権の数」を 304,924 個として計算しています。

(注 3) 公開買付者は、応募株券等の総数が買付予定の下限を超えた場合でも応募株券等の全部の買付け等を行いますので、「買付け等後における株券等所有割合」は最大 100% となります。

(注 4) 「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しています。

(7) 買付代金 12,196,920,000 円

(注) 買付代金は、買付価格（60,000 円）で買付予定数（203,282 株）を買い付けた場合の見積額を記載しています。

(8) 決済の方法

買付け等の決済をする証券会社・銀行等の名称及び本店の所在地

日興シティグループ証券株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目 5 番 1 号
日興コーディアル証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目 3 番 1 号

決済の開始日

平成 19 年 12 月 20 日(木曜日)

決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、買付け等の通知書を応募株主等の住所又は所在地（外国人株主の場合にはその常任代理人の住所）宛に郵送します。

買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金は、応募株主等の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人又は復代理人から応募株主等の指定した場所へ送金します。

株券等の返還方法

後記「(9) その他買付け等の条件及び方法」の「法第 27 条の 13 第 4 項各号に掲げる条件の有無及び内容」又は「公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき株券等を買付けないこととなった場合には、返還することが必要な株券は、応募株主等の指示により、公開買付期間末日の翌々営業日以後（公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日）以降遅滞なく、下記の方法により返還します。

応募に際し公開買付代理人又は復代理人に対して株券等が提出された場合は、買付けられなかった株券等を応募株主等へ交付又は応募株主等の住所（外国人株主の場合はその常任代理人の住所）へ郵送します。

公開買付代理人若しくは復代理人（又は公開買付代理人若しくは復代理人を通じて機構）により保管されている株券について応募が行われた場合は、買付けられなかった株券を応募が行われた時の保管の状態に戻します。

(9) その他買付け等の条件及び方法

法第 27 条の 13 第 4 項各号に掲げる条件の有無及び内容

応募株券等の総数が買付予定数（203,282 株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数以上の場合には、応募株券等の全部の買付け等を行います。

公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

令第 14 条第 1 項第 1 号イないしリ及びヲないしソ、第 2 号、第 3 号イないしチ、第 5 号並びに同条第 2 項第 3 号ないし第 6 号に定める事項のいずれかが発生した場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法

法 27 条の 6 第 1 項第 1 号の規定により、公開買付期間中に対象者が令第 13 条第 1 項に定める行為を行った場合は、府令第 19 条第 1 項に定める基準により買付け等の価格の引下げを行うことがあります。

買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

応募株主等の契約の解除権についての事項

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、公開買付期間の末日の 15 時 30 分（但し、日興コーディアル証券株式会社は各営業店によって営業時間又は有価証券お取扱い時間が異なります。事前にご利用になられる営業店の営業時間等をご確認のうえ、お手続きください。）までに、下記に指定する者に公開買付応募申込受付票（交付されている場合）を添付のうえ、本公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面（以下「解除書面」といいます。）を交付又は送付して下さい。但し、送付の場合は、解除書面が公開買付期間の末日の 15 時 30 分（但し、日興コーディアル証券株式会社は各営業店によって営業時間又は有価証券お取扱い時間が異なります。事前にご利用になられる営業店の営業時間等をご確認のうえ、お手続きください。）までに、下記に指定する者に到達することを条件とします。

なお、公開買付者は、応募株主等による契約の解除があった場合においても、損害賠償又は違約金の支払いに応募株主に請求することはありません。また、保管した応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。

買付条件等の変更をした場合の開示の方法

公開買付者は、法第 27 条の 6 第 1 項により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。

買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更の内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

訂正届出書を提出した場合の開示の方法

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第 20 条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。但し、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主に交付することにより訂正します。

公開買付けの結果の開示の方法

本公開買付けの結果については、公開買付期間の末日の翌日に、令第 9 条の 4 及び府令第 30 条の 2 に規定する方法により公表します。

その他

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス、電話を含むが、これらに限られない。）を利用して行われるものではなく、更に米国の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国から、本公開買付けに応募することはできません。

また、本届出書又は関連する買付書類は米国内において若しくは米国に向けて又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。

本公開買付けに応募する方はそれぞれ、以下の表明・保証を行うことを要求されます。

応募者が応募の時点及び応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと、応募者が本公開買付けに関するいかなる情報若しくは買付けに関する書類を、米国内において、若しくは米国に向けて、又は米国内からこれを受領したり送付したりしていないこと、買付け若しくは応募申込書の署名ないし交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス、電話を含むが、

これらに限られない。)又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと、及び、他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動している者ではないこと(当該他の者が買付けに関する全ての指示を米国外から与えている場合を除く。)

(10) 公開買付開始公告日

平成 19 年 11 月 1 日(木)

(11) 公開買付代理人

日興シティグループ証券株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目 5 番 1 号

なお、公開買付代理人は、その事務の一部を再委託するために以下の復代理人を選任しております。

日興コーディアル証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目 3 番 1 号

(12) 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

本公開買付けについては、対象者の平成 19 年 10 月 31 日開催の取締役会において、賛同することの決議を得ています。

また、平成 19 年 10 月 31 日付にて、公開買付者に 100%出資する本ファンドは、対象者の代表取締役社長である堀氏との間で、主に以下の事項を合意する内容の MBO 契約を締結しております。

堀氏は、その所有する対象者株式及び新株予約権の全てについて、原則として本公開買付けに応募し、堀氏の対象者に対する善管注意義務又は忠実義務に反し又は反するおそれがない限り本件公開買付けが成功するよう最大限の努力を尽くすこと。

本ファンドは、本公開買付け終了後に、公開買付者をして堀氏に対して第三者割当増資により公開買付者株式 111,124,000 株を 1 株あたり 10 円で発行させ、堀氏はこれを引受けること。本ファンドは、本公開買付け終了後に、公開買付者をして中島氏に対して第三者割当増資により公開買付者株式 2,500,000 株を 1 株あたり 10 円で発行させること。

本ファンド及び堀氏は、本公開買付けの決済日後、原則として、(i)定款の一部変更をして対象者の発行する全ての普通株式に全部取得条項(会社法第 108 条第 1 項第 7 号に規定する事項についての定めをいいます。)を付すこと、(ii)対象者の当該株式の全部取得と引換えに別個の対象者株式を交付することにより、対象者が公開買付者の 100%子会社となるようにすることを確認すること。

公開買付者による対象者の完全子会社化(以下「本件完全子会社化」といいます。)後、対象者の普通株式を公開買付者、本ファンド、堀氏、中島氏、細田氏及び川田氏以外の第三者が取得する可能性があること。

対象者の役職員のモチベーション向上及び企業価値の最大化のため、本件完全子会社化後に、公開買付者又は対象者において、ストックオプションの導入及び従業員持株会の組成を行うこと。但し、本 に基づき対象者の役職員が取得する対象者の普通株式(公開買付者株式の保有を通じて間接的に保有する対象者の普通株式を含む。)の数と、上記 により第三者が取得する対象者の普通株式の数の合計が対象者の発行済普通株式総数に占める割合は、完全希薄化後ベースで 5.06%に相当する数を上限とすること。

堀氏は、本件完全子会社化後、(i)一定期間経過後に、公開買付者の普通株式(但し、当該公開買付者の普通株式を譲り受けたことにより、堀氏が公開買付者を通じて間接的に保有することになる対象者の普通株式の数が対象者の発行済普通株式総数に占める割合は、完全希積化後ベース

で 3.0%を上限とする。)を本ファンドから譲受ける権利を行使することができること、及び(ii)堀氏及び本ファンドは、堀氏に対し、対象者又は公開買付者の新株予約権を付与すること(但し、堀氏が新株予約権の行使によって取得する対象者の普通株式(対象者の新株予約権の場合)又は新株予約権の行使によって公開買付者の普通株式を取得したことにより、堀氏が公開買付者を通じて間接的に保有することになる対象者の普通株式(公開買付者の新株予約権の場合)の数が対象者の発行済普通株式総数に占める割合は、完全希釈化後ベースで 5.0%を上限とする。)

中島氏、細田氏及び川田氏に対して、本件完全子会社化後に、対象者又は公開買付者の新株予約権を付与すること(但し、中島氏、細田氏及び川田氏が新株予約権の行使によって取得する対象者の普通株式(対象者の新株予約権の場合)又は新株予約権の行使によって公開買付者の普通株式を取得したことにより、中島氏、細田氏及び川田氏が公開買付者を通じて間接的に保有することになる対象者の普通株式(公開買付者の新株予約権の場合)の数の合計数が対象者の発行済普通株式総数に占める割合は、完全希釈化後ベースで 3.0%を上限とする。

堀氏は、本公開買付けの決済日後、公開買付者の取締役役に就任すること及び公開買付者の取締役のうち、堀氏以外の取締役は本ファンドが指名し、本ファンドの指名する取締役 1 名が公開買付者の代表取締役となること。

本件完全子会社化後の対象者の取締役のうち、過半数は本ファンドが指名し、その余については堀氏が指名すること。

堀氏は、本公開買付け完了後も、原則として対象者の代表取締役社長にとどまること。

本ファンドは、本ファンドが指名するも者を、公開買付者又は対象者の取締役会及び経営会議その他の会議にオブザーバーとして出席されることができると。

堀氏は、対象者をして、上記により本ファンドが指名する取締役が選任されるまでの間、堀氏の善管注意義務又は忠実義務に反し又は反するおそれがない限り、法令の範囲内で、(i)本ファンドの事前の書面承諾なくして、対象者の業務範囲を逸脱した運営又は取引、その他対象者及びその子会社・関連会社の財務状況、資本構成、若しくは損益等に重大な影響を与える行為を行わず、また、(ii)本公開買付けが成立した後、対象者取締役会が何らかの決議を行う場合、対象者をして、当該事項を本ファンドに予め通知させ、かつ、対象者取締役会に先立ち、当該事項について本ファンドから書面による承諾を得させるものとする。なお、本ファンドは、かかる承諾を不合理に拒絶しないものとする。

堀氏は、本件完全子会社後、原則として対象者又はその子会社若しくは関連会社が買収ローンの連帯保証人となり、また対象者又はその子会社若しくは関連会社の一定の資産を買収ローンの担保に供することに同意すること。

本ファンドが、その保有する公開買付者株式を第三者に譲渡することを希望する場合には、堀氏に対して事前にその旨を通知し、共同して当該第三者に売却するよう請求できること、一定の事由が生じた場合には、本ファンドが堀氏の保有する公開買付者の株式及び新株予約権を買取ることができると。

さらに、公開買付者に 100%出資する本ファンドは、平成 19 年 10 月 31 日付にて、対象者の取締役である中島氏との間で、主に以下の事項を合意する内容の参加契約を締結しております。

中島氏が本公開買付けに応募した場合には、本ファンドは、中島氏に対して、本公開買付けの終了後に、公開買付者をして中島氏に対して第三者割当増資を行わせ(当該第三者割当増資により発行する公開買付者の株式数：2,500,000 株、1 株あたりの払込金額 10 円)、中島氏はこれを引受けること。

本ファンドが、その保有する公開買付者株式を第三者に譲渡することを希望する場合には、中島氏に対して事前にその旨を通知し、共同して当該第三者に売却するよう請求できること、一定の

事由が生じた場合には、本ファンドが中島氏の保有する公開買付け者の株式及び新株予約権を買取ることができること。

公開買付けの実施を決定するに至った意思決定の過程

本公開買付けを実施する背景

対象者は、平成10年9月に、主にインターネット接続が可能な携帯電話向けのモバイル・コンテンツを国内移動体通信事業者を通じて提供するモバイルコンテンツプロバイダーとして設立され、当該事業を通じて培ったノウハウや技術を活かし、ソリューション事業やモバイルコマース事業等も展開してまいりました。また、平成18年10月には、会社分割制度により、既存の対象者事業を新設会社である株式会社サイバードに承継させ、同時に、主に化粧品通販事業を展開する株式会社JIMOSとの経営統合をも果たすことで、サイバードとJIMOSを子会社とするグループにおける持株会社となりました。対象者グループは、経営統合後、サイバードの強みである「モバイルコミュニケーション」と、JIMOSの強みである「ヒューマンコミュニケーション」を融合させることで確立する、他に追随を許さない「one to only one プラットフォームの創造」を目指し、モバイル・コンテンツ事業、コマース事業、ソリューション事業等を運営して参りました。

モバイル・コンテンツ事業におきましては、モバイルコンテンツ市場のパイオニアとしてモバイルユーザーに対してユニークで様々なコンテンツを提供してまいりました。また、コマース事業におきましても、中核をなす化粧品事業の主力商品である美容液ファンデーションにおいて同市場内売上高1位を達成する等（株式会社富士経済による調査発表）、顧客より高い評価を得ております。この結果、対象者グループは、モバイル・コンテンツ事業やコマース事業において、これらの市場の成長を上回るペースで業績を向上させてまいりました。また、対象者グループは、これらの市場は今後とも一定程度の成長が期待できるものと考えております。

一方、昨今のモバイルインターネット市場の多様化とさらなる拡大、とりわけモバイル広告市場の急速な拡大が見込める中、対象者は中長期的な企業価値向上を目指す観点より、今こそその事業環境の変化により生じる成長機会に迅速に対応し、事業戦略の遂行を加速させる時期であると強く考えております。

対象者は、かかる中長期的な成長実現の達成のため、モバイルインターネット市場におけるビジネスモデルの拡張や、コマース事業において競争が激化する化粧品通販事業でのマーケティング力の強化を目指していますが、そのためには、短期的な足元の業績に左右されない一定程度の先行投資が必要と判断しております。

具体的には、対象者グループは、これまでの各事業を通じて獲得した会員の定着化を図ることで構築してきたプラットフォームを、さらに斬新で魅力的な新サービスを提供することによってより一層の拡充を促し、従来以上にメディア価値の高いプラットフォームの創造を目指します。また、コマース会員数の増加や会員のアクティブ化を図るため、積極的な広告宣伝戦略の展開、新製品の投入によるプロダクトポートフォリオの強化、既存製品のリニューアル等を実施していきます。

対象者グループは、構築を進める新たなプラットフォームを強化し、新しく生み出される各種メディアにおける広告の露出機会を会員に提供することにより、広告事業を既存事業に続く収益獲得の柱として育成していく予定です。また、当該プラットフォーム上の会員を、既存のモバイル・コンテンツ事業、コマース事業等に還流することにより、既存事業収益力の増大を図り、さらに各事業において獲得した会員のプラットフォーム内での循環を図ることにより、事業間シナジーを追求し、収益機会の最大化を目指していきます。

本公開買付けを含む本取引を実施する理由及びその後の経営方針

対象者グループは、上記 記載のような中長期的な観点で企業価値の向上を達成するため、市場環境が整いつつあるこのタイミングが経営資源投下の大きな機会と捉えています。そのためには足元の短期的な業績の変動に左右されることなく、新たなプラットフォーム事業の確立のための体制の整備とアクションを実行することが急務であると判断しました。

かかる中長期的な観点で企業価値の向上策を実行するための新たなプラットフォーム事業の確立や既存のモバイル・コンテンツ事業やコマース事業強化のための体制の整備とアクションを実行するには、短期的には業績の成長鈍化が生じる懸念や、中長期にわたり利益の変動性が高まるリスクがあり、株主の期待に沿えない可能性があります。例えば、広告事業の本格的な収益化に向けたプラットフォーム構築のための大規模な投資を実施すれば、一時的なコスト増加やキャッシュ・フローの悪化を招き、短期的な業績への影響が予想されます。また、モバイル広告市場の成長速度及び事業性の成長度合いが予想より遅れた場合、中長期に亘って対象者の株価の低迷を招きかねません。さらに、コマース事業の競争力向上のための広告投資を拡大しても、同様に業績への影響が予想されます。

以上述べて参りました観点到鑑みて、対象者の代表取締役社長である堀氏は、慎重に検討を行い、対象者の中長期的な視点に立った事業戦略を実行し、かかる戦略実行に伴い不可避免的に発生する上記のようなリスクを対象者の一般株主の皆様にとって頂くことを回避するとともに、対象者の企業価値の更なる向上を速やかに実現するためには、柔軟かつ迅速な経営戦略の実現が可能となるマネジメント・バイアウト（MBO）の手法による非公開化を行うことが最善であると判断いたしました。

ロングリーチグループは、これを受けて対象者の代表取締役社長である堀氏と平成 19 年 5 月下旬ころから検討を重ねた結果、平成 19 年 6 月 1 日に、対象者との間で、本取引に関して具体的な検討を開始することを前提とした秘密保持契約書を締結しました。その後、ロングリーチグループは過去数ヶ月間にわたり、対象者が上述の戦略的目標を達成するためにロングリーチグループがどのような支援を行えるかについて、堀氏をはじめとする対象者の経営陣と真摯に議論を重ねてきました。かかる議論を経て、ロングリーチグループ及び堀氏は、今後大きな成長性を秘めているモバイル広告市場に魅力的な事業機会が存在するとの認識の共有するに至りました。そのため、ロングリーチグループは、対象者の経営陣の実績及び顧客基盤とロングリーチグループの長期にわたる財務及び戦略実行支援能力を活用し、堀氏をはじめとする対象者の経営陣と共にこの新規事業を実現すべく、経営陣とパートナーシップを組んで行きたいと決意致しました。

以上の協議・検討を踏まえ、ロングリーチグループ及び堀氏は、対象者の中長期的な視点にたった事業戦略を実行し、企業価値の更なる向上を速やかに実現するためには、柔軟かつ迅速な経営戦略の実現が可能となるマネジメント・バイアウト（MBO）である本取引を通じて対象者の非公開化をすべきであると判断し、公開買付け者による本公開買付けを行うことを決定し、本ファンドと堀氏との間で、平成 19 年 10 月 31 日付で MBO 契約を締結しました。また、本ファンドは、同日付で、対象者の取締役である中島氏との間で、参加契約を締結しました。

公開買付け者及び対象者は、本取引により、対象者の株主を公開買付け者に集約してガバナンス体制を強化するとともに、当面のリスクを公開買付け者に集中させ、公開買付け者、経営陣及び従業員が一体となって新プラットフォーム事業の確立に注力することが可能となると考えております。

公開買付け者及び本ファンドを含むロングリーチグループは、対象者に対して、中長期的な視点にたった当社の事業戦略の実行について、国内のみならず、グローバルな視点から対象者の成長及び競争力強化と企業価値向上に資するパートナーとして、経営陣との緊密な協業体制を構築して参ります。

本ファンドと、堀氏は、MBO 契約において、本公開買付け後の対象者の経営方針等について、以下の点について取り決めております。

まず、堀氏（所有株式数割合 9.69%）は、同氏が保有する対象者株式及び新株予約権全てについて原則として本公開買付けに応募する旨同意しております。その後、本公開買付けが成立した場合において、堀氏は、公開買付けが行う第三者割当増資を引き受けることを予定しており、かかる第三者割当増資がなされた後は、堀氏は、公開買付けの発行済株式総数の 7.88%を保有することとなる予定です。なお、堀氏は、本公開買付けの決済日後、公開買付けの取締役役に就任することを予定しております。

また、本ファンド及び堀氏は、本公開買付けが成立した後、MBO 契約の規定に基づき、他の対象者経営陣及び対象者従業員のうち、別途合意する者に対しても、公開買付けへの資本参加を呼びかける予定です。本ファンド及び堀氏は、その一環として、MBO 契約において、堀氏のほか、中島氏、細田氏及び川田氏に対して、前述「3 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由(4)本公開買付け後の組織再編等の方針」で記載する方法により対象者が公開買付けの完全子会社となった後に公開買付け又は対象者の新株予約権を付与する旨合意しており、中島氏、細田氏及び川田氏はかかる新株予約権を付与されることを同意しております。また、本ファンド及び堀氏は、堀氏に対して、かかる公開買付けによる対象者の完全子会社化後、公開買付けの普通株式を譲受ける権利及び対象者又は公開買付けの新株予約権を付与する旨合意しております。

本公開買付け後の経営体制については、堀氏は、本公開買付け成立後も引き続き対象者の代表取締役社長に留まること、また、前述「3 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由 (4)本公開買付け後の組織再編等の方針」で記載する方法により対象者が公開買付けの完全子会社となった後、本ファンドが対象者の取締役の過半数及び監査役全員の候補者をそれぞれ指名すること、堀氏がその余の対象者の取締役を指名すること（なお、堀氏はかかる規定に基づき、中島氏、細田氏及び川田氏を対象者の取締役に指名する予定です。）を予定しております。本ファンドは、上記役員派遣等を通じて、対象者の事業計画遂行を全面的に支援するにあたり、本ファンドを含むロングリーチグループのもつ経営及び財務ノウハウを活用し、事業戦略の策定・実行支援、ファイナンスのアレンジ等、多様な支援を行う予定です。また、本ファンドを含むロングリーチグループのもつ金融事業におけるノウハウ及び幅広いネットワークを活用し、対象者による新規事業分野への進出及び企業提携等、積極的な経営支援を行って参ります。

更に、公開買付け者は、本公開買付けに係る決済に要する資金を調達するため、本ファンドに対する第三者割当増資により最大で 140 億円を調達すること及び株式会社あおぞら銀行から最大で 60 億円を借り入れるを予定しています。対象者が公開買付けの完全子会社となった後、対象者及びその子会社が買収ローンの連帯保証人となり、また対象者及びその子会社の一定の資産を買収ローンの担保に供する予定です。

上記のほか、本ファンドと中島氏は、参加契約において、中島氏が保有する対象者株式及び新株予約権全て（所有株式数割合： 0.72%）について本公開買付けに応募した場合には、本公開買付け終了後に公開買付けが行う第三者割当増資を中島氏が引き受けることを合意しており、かかる第三者割当増資がなされた後は、中島氏は、公開買付けの発行済株式総数の 0.18%を保有することとなる予定です。

利益相反回避措置の内容

公開買付け者は、本公開買付けがマネジメント・バイアウトである本取引の一環として行われるものであり、構造的な利益相反の問題が存するとともに、本取引に参加する対象者の代表取締役社長である堀氏、本取引に参加する具体的可能性のある対象者の取締役である中島氏及び同細田氏と対象者の株主の皆様との間に情報格差が存すること、非公開化を前提としているため対象者の株主の皆様に対

して本公開買付けに応じるよう圧力が働く可能性があること等の問題点が存することを認識しております。

そのため、公開買付者は、上記の問題点を踏まえ、以下のように本公開買付けを含む本取引の公正性を担保するための配慮を行っております。

株主の皆様への十分な情報の開示

公開買付者は、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応じるか否かについて適切な判断が可能となるよう、本公開買付届出書において、本公開買付けを実施する背景及び理由並びに買付価格の算定の経緯等の情報を具体的に開示しております。これに加え、MBO 契約及び参加契約の内容の開示等により、対象者の取締役と本ファンドの最終的な出資比率や取締役の役職の継続予定等、対象者の取締役が本公開買付けを含む本取引について有する利害関係の内容についても充実した説明を行っております。

これらの情報の開示により、公開買付者は、株主の皆様に対して、適切な判断機会を確保しております。

本公開買付けに至る意思決定過程における恣意性の排除

(a) 公開買付者における検討

本ファンドは、上記 記載のとおり、対象者の代表取締役社長である堀氏と平成 19 年 5 月下旬ころから検討を開始し、日興シティグループ証券をフィナンシャル・アドバイザーとして選任し、また、森・濱田松本法律事務所をリーガル・アドバイザーとして選任し、同事務所による法的助言を得ながら、慎重に議論・検討を重ねて参りました。その結果、上記 記載のとおり、公開買付者による本公開買付けを行うことを決定し、本ファンドと堀氏との間で、平成 19 年 10 月 31 日付で MBO 契約を締結しました。また、同日、本ファンドと中島氏との間で、参加契約を締結しました。

公開買付者は、本公開買付価格を決定するに当たり、第三者である算定人として日興シティグループ証券に対し、本公開買付価格の決定の参考資料として対象者株式の価値の評価を依頼し、日興シティグループ証券が提出した株式価値算定書を参考に、後記(b)記載の対象者の第三者委員会及び対象者の代表取締役社長であり大株主である堀氏とそれぞれ別個に行った協議・交渉の結果や、対象者による本公開買付けへの賛同の可否、及び本公開買付けの見通し等も踏まえ、既存株主に対して対象者株式の市場株価に十分なプレミアムを付した買付価格を提示することが相当であると判断し、本公開買付価格を決定しました。なお、本公開買付価格は対象者株式のジャスダック証券取引所における本公開買付けにかかる取締役会決議の前営業日である平成 19 年 10 月 30 日までの過去 3 ヶ月間の単純平均値 42,606 円に対して 40.83% (小数点以下第三位を四捨五入。) のプレミアムを加えた金額となります。

なお、本公開買付けの対象には、新株予約権も含まれますが、本公開買付けの対象となる新株予約権は、いずれも対象者の取締役、監査役並びに従業員に対するストックオプションとして発行されたものであり、新株予約権者は、権利行使時において対象者又は対象者の子会社の取締役、監査役若しくは従業員等の地位にあることを要するものとされ(任期满了による退任、定年による退職の場合を除く。) また、新株予約権者は対象者との新株予約権割当契約書に基づき、新株予約権の譲渡、担保権設定、質入その他の処分は認められておりません。

そのため、公開買付者は、本公開買付けにより当該新株予約権を買付けたとしても、これを行使できないと解されることから、本公開買付けの対象となる新株予約権の買付価格は 1 個当たり 1 円と決定しております。

(b) 対象者における検討

一方、対象者の代表取締役社長である堀氏は、平成 19 年 10 月 18 日開催の対象者の取締役会において、本公開買付けを含む本取引の実行を検討している旨、及び本取引を行う理由並びにその内容について詳細な説明をした上で、本公開買付けを含む本取引の実行を提案しました。対象者の取締役会が当該提案を検討するにあたっては、フィナンシャル・アドバイザーとして、対象者及び公開買付者から独立した第三者評価機関である公認会計士キャスト国際共同会計事務所が指名され、本取引に対する包括的な助言、及び対象者の株式価値の算定について依頼を受け、また、法律顧問として、対象者及び公開買付者から独立した第三者機関である弁護士法人キャスト系賀が指名され、本取引に関する法的助言について依頼を受けました。なお、公認会計士キャスト国際共同会計事務所及び弁護士法人キャスト系賀と、公開買付者との間には、現在及び過去において特別の利害関係はございません。また、同日、対象者取締役会は、弁護士法人キャスト系賀の助言を得て、本取引の公正さを確保し、本取引の透明性及び客観性を高めるべく、対象者及び公開買付者の双方から独立した者（社外取締役 2 名を含む。）から構成される第三者委員会を設置し、第三者委員会に対して、本公開買付けを含む本取引の当否及びその条件について、公開買付者との間で協議・交渉を行った上で、対象者取締役会に対して意見を提出することを委託する決議を行いました。対象者取締役会における第三者委員会の委員の選定に当たっては、対象者及び公開買付者からの独立性に万全を期すため、対象者から高い独立性を有し、かつ、企業経営あるいは企業買収の理論と実務に精通した、社外取締役である澤田宏之氏及び同北畠光弘氏、弁護士であり対象者が平成 19 年 6 月 28 日開催の対象者定時株主総会における承認に基づき導入した「当社株式の大量買付行為への対応策（買収防衛策）」に関する独立委員会の委員でもある斉藤芳朗氏、並びに三菱商事株式会社顧問兼藍澤證券株式会社社外監査役入山利彦氏を選定しています。

第三者委員会は、平成 19 年 10 月 18 日より本公開買付けを含む本取引の当否及び本公開買付価格を含む条件面等の検討を開始し、また、公開買付者との間で複数回にわたり協議・交渉を行いました。その結果、平成 19 年 10 月 30 日、第三者委員会は対象者取締役会に対して、対象者取締役会が「当社株式の大量買付行為への対応策（買収防衛策）」を条件付で廃止することを前提として本公開買付けを含む本取引の実行に賛同する旨の答申を行うことを決議いたしました。

公開買付者は、上記第三者委員会の決議を受けて、同日、上記の検討、協議・交渉の結果を踏まえ、本公開買付価格を 1 株当たり 60,000 円とした上で、本公開買付けを実施することを決定しました。

対象者は、平成 19 年 10 月 31 日開催の取締役会において、対象者の代表取締役である堀氏から、堀氏の保有する対象者株式及び新株予約権の全部について、本公開買付けに応募する予定であること、堀氏は本公開買付け成立後においても引続き対象者の代表取締役を務める予定であり、中島氏及び細田氏についても引続き対象者の取締役を務める予定であること、堀氏は、本公開買付け後に公開買付者への出資を予定しており、中島氏についても本公開買付けに応募した場合には公開買付者への出資を行うことが予定されていること、堀氏、中島氏及び細田氏は、本公開買付け終了後に対象者又は公開買付者の新株予約権の引き受けを予定していること、公開買付者が本公開買付けにより対象者の発行済全株式（自己株式を除きます。）を取得できない場合には、前述「3 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由(4)本公開買付け後の組織再編等の方針」に記載する方法により、対象者の発行済全株式（自己株式を除きます。）を公開買付者が取得する計画があることその他 MBO 契約及び参加契約の内容、堀氏及び中島氏並びに細田氏と公開買付者との関係及び本公開買付けの目的について、再度詳細な説明を受けました。また、第三者委員会からは、公開買付者との交渉の経緯及び結果についての詳細な報告を受け、本公開買付けを含む本取引を行うこと及びその条件は妥当である旨の

意見が提出された上、フィナンシャル・アドバイザーである公認会計士キャスト国際共同会計事務所から平成 19 年 10 月 29 日付で提出された株価算定報告書、及び法律顧問である弁護士法人キャスト系賀から平成 19 年 10 月 30 日付で提出された法律意見書を踏まえて、当該第三者委員会の報告及び意見の内容並びに本公開買付けに始まる本取引に関する諸条件について慎重に検討した結果、本取引が対象者の経営基盤を強化し、今後の中長期的な企業価値の向上に資するものであるとともに、本公開買付けの買付価格その他の諸条件は妥当であり、対象者株主に対して合理的な価格により売却機会を提供するものであると判断し、本公開買付けに賛同の意を表明する旨の決議をしております。なお、対象者の代表取締役社長である堀氏は、本公開買付け後も対象者の代表取締役に留まること、本公開買付け後に公開買付者の取締役に就任すること及び公開買付者に出資を行うこと並びに対象者又は公開買付者の新株予約権を引受けることが予定されていることから、上記の説明を中島氏及び細田氏以外の他の対象者取締役、監査役に対して行った後、取締役会から退席し、その後の対象者取締役会における審議及び上記の決議には、特別利害関係人として参加しておりません。また、対象者の取締役である中島氏も、本公開買付け後に公開買付者に出資を行う具体的可能性があり、対象者の取締役に留まることが予定されていること及び対象者又は公開買付者の新株予約権を引受けることが予定されていることから、対象者の取締役である細田氏についても、本公開買付け後も対象者の取締役に留まること及び対象者又は公開買付者の新株予約権を引受けることが予定されていることから、対象者取締役会における審議及び上記の決議には、特別利害関係人として参加しておりません。その他、堀氏、中島氏及び細田氏は、平成 19 年 10 月 18 日開催の対象者の取締役会において、本公開買付けを含む本取引の実行を提案した後は、平成 19 年 10 月 31 日開催の取締役会において上記説明を行ったことを除き、本取引に関する対象者取締役会における審議及び決議には特別利害関係人として一切参加しておりません。上記の賛同意見の表明にかかる決議が行われた対象者の取締役会には、特別利害関係を有する取締役を除く対象者の取締役及び監査役の全員が出席し、上記の賛同意見の表明は、社外取締役を含め、決議に参加した対象者の取締役の全員一致で決議されております。また、対象者のいずれの監査役も対象者取締役会が本公開買付けに賛同する旨の意見を表明することに賛成の意を表しております。

価格の適正性を担保する客観的状況の確保

公開買付者は、本公開買付けの買付期間を比較的長期間である 30 営業日に設定することにより、対象者株式及び新株予約権について、他の買付者による買付けの機会を確保しております。また、公開買付者と対象者との間で、対象者株式及び新株予約権の買付けについて、他の買付者による買付けの出現及び遂行を阻害するような合意は存在しておりません。

また、対象者の取締役会は、平成 19 年 6 月 28 日開催の対象者定時株主総会において「当社株式の大量買付行為への対応策（買収防衛策）」を導入しておりますが、第三者からの買付け機会を確保して本取引の公正性に配慮するために、上記賛同意見表明を決議した取締役会において、本公開買付け（及び本公開買付けの公開買付期間中に公開買付者以外の者により開始された対象者株式に対する公開買付け）の公開買付期間（公開買付期間が延長された場合には延長された期間を含みます。）が終了するまでの間、かかる「当社株式の大量買付行為への対応策（買収防衛策）」を停止すると共に、上記の公開買付けのいずれかが成立することを停止条件として、当該買収防衛策を完全に廃止することを決議いたしました。

このように、第三者からの買付けの機会を確保することにより、本公開買付価格の適正性を客観的にも担保しています。

(13) 投資者が買付け等への応募の是非を判断するために必要と判断されるその他の情報

公開買付者は、本公開買付けにおいて買付けを行う株式数に上限を設定していないため、本公開買

付けの結果、ジャスダック証券取引所の株式上場廃止基準に該当した場合、対象者の株式は、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。さらに、本公開買付けの決済時点で、当該基準に該当しない場合でも、公開買付者は、本公開買付けの終了後に、公開買付者により対象者の発行済株式(自己株式を除きます。)の100%を取得することを予定しておりますので、その場合には対象者の株式は上場廃止になります。上場廃止後は、対象者株式をジャスダック証券取引所において取引することができません。

対象者は、平成19年10月31日開催の取締役会において、(i)本公開買付けの成否にかかわらず平成19年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者に対する剰余金の配当を行わないこと、及び(ii)平成19年6月28日開催の対象者定時株主総会において導入された「当社株式の大量買付行為への対応策(買収防衛策)」について、本公開買付け(及び本公開買付けの公開買付期間中において公開買付者以外の者により開始された対象者株式に対する公開買付け)の公開買付期間(公開買付期間が延長された場合には延長された期間を含みます。)が終了するまでの間、かかる「当社株式の大量買付行為への対応策(買収防衛策)」を停止すると共に、上記の公開買付けのいずれかが成立することを停止条件として、当該買収防衛策を完全に廃止することを決議いたしました。

なお、対象者の代表取締役社長である堀氏は、本公開買付け後も対象者の代表取締役に留まること、本公開買付け後に公開買付者の取締役に就任すること及び公開買付者に出資を行うこと並びに対象者又は公開買付者の新株予約権を引受けることが予定されていることから、対象者の取締役である中島氏も、本公開買付け後に公開買付者に出資を行う具体的可能性があり、対象者の取締役に留まることが予定されていること及び対象者又は公開買付者の新株予約権を引受けることが予定されていることから、対象者の取締役である細田氏についても、本公開買付け後も対象者の取締役に留まること及び対象者又は公開買付者の新株予約権を引受けることが予定されていることから、上記取締役会における審議及び上記の決議には、特別利害関係人として参加しておりません。

以上